

日田市公共建築物等における地域材の利用の促進に関する基本方針

策定日 平成23年12月2日

この基本方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第9条第1項の規定に基づき、公共建築物等における地域材の利用の促進の意義及び基本的事項等を定めるもの。

地域材：大分県近郊の森林から産出された原木を製材した木材、もしくは日田市内の製材業者等から供給された木材

基本方向

公共建築物については可能な限り木造化、又は内装等の木質化を図る

日田市公共建築物における日田材利用促進会議

日田市の取組（基本方針）

木造化

低層の公共建築物は原則木造化

高さ13m以下かつ
軒高9m以下で延床面積3,000㎡以下

内装等の木質化

高層・低層にかかわらず、市民の目に触れる機会の多い部分を中心に、内装等の木質化

その他の地域材利用

- ・木製の備品、消耗品の利用推進
- ・木質バイオマス燃料による暖房器具やボイラーの導入

公共土木工事地域材利用

- ・土木用資材、公共施設の工作物等
- ・木材、木製品を用いた工種・工法

日田市公共建築物等における地域材の利用の促進に関する重要事項

- ①地域材を使用する等の設計上の工夫や効率的な地域材の調達等により建設コスト等の適正な管理を図る。
- ②建設自体に伴うコスト及び、維持管理、解体・廃棄等のコストについても考慮。

①及び②を考慮するとともに、利用者のニーズや付加価値等も考慮し、総合的に判断した上で、地域材の利用に努める。

効果

健全な森林整備による森林の多面的機能の発揮

日田材の需要拡大による基幹産業の活性化

健康的で快適な生活空間の形成

地球温暖化の防止及び循環型社会の形成